

事件名： 椅子式マッサージ機事件	法分野： 特許法（損害賠償の算定）
東京高等裁判所 平成 18 年 9 月 25 日判決 http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=33558&hanreiKbn=06	
<p>【事案の概要】</p> <p>椅子式マッサージ機に特許権を有する特許権者が、特許権を侵害するとする製品の差止および損害賠償を請求した事案。地裁（飯村裁判長）では、差止および36億強の請求中15億円強が認容された（102条1項但書に該当する事情については存在しないとして否定、寄与度については95%と認定）。被告が控訴。</p>	
<p>【争点】</p> <p>(1) 102条1項但書にいう「特許権者...が販売することが出来ないとする事情」 (2) 102条1項と102条3項の関係</p>	
<p>【争点に対する判断】（結論：102条1項但書を適用、3項の適用を否定、1148万円認容）</p> <p>(1) 「(102条1項)ただし書は、侵害者が同項本文による推定を覆す事情を証明した場合には、その限度で損害額を減額することができることを規定したものであり、このような「販売することができないとする事情」としては、特許権者等が販売することができた物に固有な事情に限られず、市場における当該製品の競合品・代替品の存在、侵害者自身の営業努力、ブランド及び販売力、需要者の購買の動機付けとなるような侵害品の他の特徴（デザイン、機能等）、侵害品の価格などの事情をも考慮することができるというべきである」と判示。 具体的には、本件特許にかかる機能は付随的であり、効果も限られ、一定のモードの場合のみ発揮されるもので、需要者が注目する重要な機能ではなかったこと、控訴人製品が売り上げを伸ばしたのは、むしろ本件特許とは無関係の機能が人気を博したことが原因であることに鑑みると、控訴人製品の売上げ中99%は、被控訴人には販売することができなかつたと認められる。</p> <p>(2) 「被控訴人は、仮に、競合品の存在を考慮して特許法102条1項ただし書を適用したとしても、被控訴人によって販売できないとされた分(99%)については、特許法102条3項の実施料相当額として販売額の5%が損害として認められるべきであると主張する。 しかしながら、特許法102条1項は、特許侵害に当たる実施行為がなかったことを前提に逸失利益を算定するのに対し、特許法102条3項は当該特許発明の実施に対し受けるべき実施料相当額を損害とするものであるから、それぞれが前提を異にする別個の損害算定方法というべきであり、また、特許権者によって販売できないとされた分についてまで、実施料相当額を請求し得ると解すると、特許権者が侵害行為に対する損害賠償として本来請求しうる逸失利益の範囲を超えて、損害の填補を受けることを容認することになるが、このように特許権者の逸失利益を超えた損害の填補を認めるべき合理的な理由は見出し難い。したがって、被控訴人の主張は採用できない」とし、102条1項但書について販売できないとされた、控訴人製品売上げの99%については実施料相当額の損害の請求を認めなかつた。</p>	
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・102条1項但書の解釈は、他の判例の多数と同じ方向性の判示であり、一般論に特に新しい点はないが、具体的な当てはめとして地裁の判断と大きく異なる点が注目される。 ・102条1項と3項との関係においては、通常、自己実施をしていない場合には102条3項を請求できると解されていることとのバランスから、102条1項の実施能力または但書の要件により102条1項に基づく請求が認められなかつた部分の販売数量については、102条3項に基づく請求を行うことが出来ると解するのが通説であり、東京高等裁判所平成11.6.15（最高裁HP）などもそのように解している。今後の方向性が注目される。 	
<p>【参考文献】</p>	